

保安林内における立木伐採に係る 許可申請又は届出の手引

令和6年4月

徳島県農林水産部森林土木・保全課

はじめに

保安林は、水源のかん養や土砂災害の防備、生活環境の保全・形成など森林に求められる機能を十分発揮させることで公共の目的を達成するために指定しており、適切に維持管理を図る必要があります。

保安林では、税制上の助成などが受けられる一方、立木の伐採や土地の形質の変更などにあたって制限を受けることになりますが、保安林の働きに支障を及ぼさないと判断される場合は、あらかじめ許可や届出の経路を経た上で実施することができます。

この手引は、保安林内において立木の伐採をしようとする方に、その手続を円滑に進めていただけるよう、基準や留意点などについて取りまとめたものです。

制度の趣旨について御理解いただき、保安林の適切な維持管理が図られるよう御協力をお願いします。

- 1 本手引で用いる法令等は、次表に掲げる略称を使用しています。

略号	法 令 等 の 名 称
法	森林法（昭和26年法律第249号）
規則	森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）

目 次

第 1	保安林の目的と種類	1
第 2	伐採にあたっての申請又は届出	2
1	申請又は届出が必要な伐採	
2	申請又は届出ができる者	
3	申請又は届出	
第 3	伐採の許可	3
1	許可を必要とする伐採	
2	満たすべき要件	
3	申 請	
4	許 可	
5	伐採中及び伐採終了後の留意事項	
第 4	伐採の届出	5
1	事前の届出を必要とする伐採	
2	届 出	
3	届出の受理	
4	留意事項	
第 5	伐採の事後の届出	6
第 6	植栽の義務	6
別 表		7
別紙様式		9

第1 保安林の目的と種類

保安林は、その保全と適切な施業の確保によって森林のもつ公益的機能を最大限発揮させるため、法第25条第1項の各号で定められた目的によって指定されており、伐採や土地の形質変更などの行為に対して目的に応じた制限をかける一方、税制上の助成措置や治山事業などを通じて、機能の維持増進を図っている。

また、保安林の指定にあたっては、指定の目的に応じて伐採の方法や限度、植栽についての基準（以下「指定施業要件」という。）が定められている。

法第25条第1項で規定する保安林の指定の目的		保安林の名称
第1号	水源のかん養	1 水源かん養保安林
2	土砂の流出の防備	2 土砂流出防備保安林
3	土砂の崩壊の防備	3 土砂崩壊防備保安林
4	飛砂の防備	4 飛砂防備保安林
5	風害	5 防風保安林
	水害	6 水害防備保安林
	潮害	7 潮害防備保安林
	干害	8 干害防備保安林
	雪害	9 防雪保安林
	霧害	10 防霧保安林
6	なだれ	11 なだれ防止保安林
	落石	12 落石防止保安林
7	火災の防備	13 防火保安林
8	魚つき	14 魚つき保安林
9	航行の目標の保存	15 航行目標保安林
10	公衆の保健	16 保健保安林
11	名所又は旧跡の風致の保存	17 風致保安林

（注）雪害の防備、霧害の防備、なだれの危険の防止、落石の危険の防止、火災の防備及び航行の目標の保全を目的とした保安林は、徳島県内の民有林では指定されていない。（令和5年3月末現在）

第2 伐採にあたっての申請又は届出

保安林内において、伐採をしようとするときは、事前に知事に申請して許可を受けるか、又は知事への届出をしなければならない。

1 申請又は届出が必要な伐採

申請又は届出が必要となるのは、保安林内における「立木の伐採」である。
「立竹の伐採」については、別に許可が必要となるので確認すること。

2 申請又は届出ができる者

知事への許可の申請又は届出をすることができるのは、保安林において伐採をしようとする者であって、保安林の所有者その他権原に基づきその森林の立木又は土地の使用又は収益をする者とする。

3 申請又は届出

1の権原を有し、伐採をしようとする者（以下「申請者等」という。）は、当該保安林を管轄する次の徳島県総合県民局又は徳島県東部農林水産局（以下「県民局」という。）に申請書又は届出書を提出するものとする。この場合において、保安林の種類や伐採の方法によって必要となる書類が異なる場合があるので、事前に確認しておくこと。

〔保安林内の伐採に係る申請又は届出を受け付ける県の機関〕

保安林の所在	相談等に対応する県の機関
徳島市、鳴門市、小松島市、勝浦郡、名東郡、名西郡及び板野郡	東部農林水産局＜徳島庁舎＞林業振興担当
吉野川市及び阿波市	東部農林水産局＜吉野川庁舎＞林務担当
阿南市及び那賀郡	南部総合県民局＜那賀庁舎＞林業振興担当
海部郡	南部総合県民局＜美波庁舎＞林務担当
美馬市及び美馬郡	西部総合県民局＜美馬庁舎＞林業振興担当
三好市及び三好郡	西部総合県民局＜三好庁舎＞林業振興担当

第3 伐採の許可

1 許可を必要とする伐採

次による伐採をしようとする場合は、法第34条第1項の規定に基づき、あらかじめ伐採許可申請書を提出し、許可を受けなければならない。

ただし、別表に掲げる場合は、許可を要しない。

(1) 皆 伐

森林を構成する林木の全部又は大部分を一時に伐採する行為をいう。

(2) 択 伐

利用目的に適した大きさに成長した林木を選んで伐採する行為であって、森林の構成を著しく変化させることなく逐次更新を確保することを旨として行う次に掲げるものをいう。ただし、人工植栽に係る森林（人工林）における立木の伐採を除く。

ア 伐採区域の立木をおおむね均等な割合で単木的に選定してする伐採又は10m未満の幅で帯状に選定してする伐採

イ 樹群を単位とする伐採で当該伐採によって生ずる無立木地の面積が0.05ヘクタール未満であるもの

2 満たすべき要件

指定施業要件で定める次の要件を満たさなければならない。

(1) 皆 伐

ア 立木の伐採方法が「皆伐」となっていること。（「択伐『間伐』」又は「禁伐」の場合は皆伐をすることができない。）

イ 伐採しようとする立木の年齢が市町村ごとに定められた標準伐期齢を超えていること。

ウ 1箇所当たりの伐採面積の上限の範囲内であること。

(2) 択 伐

ア 立木の伐採方法が「皆伐」又は「択伐『間伐』」となっていること。（「禁伐」の場合は択伐をすることができない。）

イ 伐採しようとする立木の年齢が市町村ごとに定められた標準伐期齢を超えていること。

ウ 1箇所当たりの伐採材積の範囲内であること。

3 申 請

(1) 書 類

申請者等は、別紙様式1の許可申請書（1部）に要綱第21条及び次の書類を添えて県民局に提出するものとする。この場合において、内容等に係る不備を指摘されたときは、速やかに補正しなければならない。

ア 縮尺1/25,000又は1/50,000の地形図に申請箇所を表示した位置図

イ 縮尺1/5,000の森林基本図に権原を有する保安林の位置及び伐採の範囲を表示した平面図

ウ 申請者等が森林所有者以外の者である場合には、伐採の権利を有することを証明する書類

(2) 申請の期間

ア 皆伐にあつては、小流域単位で伐採できる面積の限度が公表される2月1日、6月1日、9月1日又は12月1日からそれぞれ30日以内に申請すること。ただし、1日が県の休日に当

たる場合は、その翌日以降の平日が公表日となる。

イ 択伐にあっては、伐採を開始しようとする日の30日前までに申請すること。

4 許 可

申請に対する許可は、県民局が交付する決定通知書によって、その効力を生じるので、通知書を受理した後に伐採に着手すること。

許可にあたっては、伐採の内容や指定施業要件に応じて次の条件が付せられ、申請者等は、この条件を遵守して伐採を実施すること。

(1) 伐採の期間

伐採の期間は、伐採を開始する日の属する年度の3月31日を超えることができない。

ただし、やむを得ない事由によりこの期間に伐採を終了できない場合には、60日を超えない範囲内で期間の延長を申請することができる。この場合においては、許可を受けた伐採期間が終了する日の15日前までに別紙様式2の承認申請書を県民局へ提出するものとする。

(2) その他の条件

ア 伐採木を早期に搬出しなければ森林病虫害が発生し、若しくはまん延するおそれがある場合又は豪雨等により受益の対象に被害を与えるおそれがある場合その他公益を害するおそれがある場合には、伐採木の搬出期間。

イ 土しゅら、地びきその他特定の搬出方法によることを禁止しなければ、立木の生育を害し又は土砂を流出若しくは崩壊させるおそれがある場合には、禁止すべき搬出方法。

ウ 他の法令により行政庁の許認可を必要とする場合は、当該許可等を受けるべきこと。

エ その他保安林の維持のために必要な事項。

5 伐採中及び伐採終了後の留意事項

(1) 伐採期間中

ア 伐採によって土砂の流出等が発生することがないように措置すること。また、行為に起因する災害等が発生したときは、直ちに復旧措置をとること。

イ 県の職員により現地指示等が行われた場合は、これを遵守すること。

(2) 伐採の終了

ア 伐採の終了した日から30日以内に別紙様式3の終了届を県民局へ提出すること。この場合において、県の職員による完了状況確認への立会を求められたときは、これに応じること。

イ 許可を受けた申請者等が森林所有者以外である場合は、伐採の終了した日から30日以内に別紙様式3-1により森林所有者へ通知すること。

ウ 許可を受けた伐採を実行しなかった場合は、許可の条件として付した終期から30日以内に別紙様式4の不実行届を県民局へ提出すること。

第4 伐採の届出

1 事前の届出を必要とする伐採

次による伐採をしようとする場合は、あらかじめ伐採届出書を提出しなければならない。

(1) 択伐（法第34条の2）

人工植栽に係る森林において第3の択伐の規定により行う伐採をいう。ただし、人工植栽が行われた森林でも伐採を行う時点において主林木の相当部分が天然更新木である場合には、第3の許可が必要となるので注意すること。

(2) 間伐（法第34条の3）

森林を適正な密度で健全な状態に導くため、又は利用できる大きさに達した立木を抜き伐りし収穫するための伐採をいう。この場合、伐採できる材積は35%を限度とする。

(3) 別表第9号による伐採（法第34条第1項）

ア 法第34条第2項の作業許可を受けて当該保安林の機能を代替する施設の設置のための伐採（別表第9号の5）

イ 樹木に被害を与える害虫の駆除又はまん延防止のための伐採（別表第9号の6）

ウ 林産物の搬出その他森林施業に必要な設備の設置のための伐採（別表第9号の7）

森林施業に必要な木材集積場、防火線、林道、造林小屋などを設置するために支障となる立木の伐採をいう。この場合において、森林の土地の形質を変更しようとするときは、法第34条第2項の作業許可を受けること。

エ 土地収用法に定める事業の実施に必要な測量等のための立木の伐採（別表第9号の8）

オ 建物等に被害を与えるおそれのある立木の伐採（別表第9号の9）

2 届出

(1) 書類

申請者等は、届出書（1部）に要綱第26条及び次の関係書類を添えて県民局に提出するものとする。この場合において、内容等に係る不備を指摘されたときは、速やかに補正しなければならない。

ア 届出書

（ア）択伐又は間伐による伐採にあつては、別紙様式5

（イ）1の(3)による伐採にあつては、別紙様式6

イ 縮尺1/25,000又は1/50,000の地形図に申請箇所を表示した位置図

ウ 縮尺1/5,000の森林基本図に権原を有する保安林の位置及び伐採の範囲を表示した平面図

エ 申請者等が森林所有者以外の者である場合は、伐採の権利を有することを証明する書類

(2) 届出の時期

ア 択伐又は間伐による伐採にあつては、伐採を開始しようとする日の90日前から20日前までに届け出ること。

イ 1の(3)による伐採にあつては、伐採を開始しようとする日の2週間前までに届け出ること。

3 届出の受理

届出は、県民局が交付する受理通知書によって、その効力を生じるので、通知書を受理した後に伐採に着手すること。この場合において、伐採の期間は、伐採を開始する日の属する年度

の3月31日を超えることができない。

4 留意事項

ア 伐採によって土砂の流出等が発生することがないように措置すること。また、行為に起因する災害等が発生したときは、直ちに復旧措置をとること。

イ 県の職員により現地指示等が行われた場合は、これを遵守すること。

ウ 届出をした伐採を実行しなかった場合は、伐採を終了する日として届け出た日から30日以内に別紙様式4を県民局へ提出すること。

第5 伐採の事後の届出

火災や台風などの非常災害に対応するため緊急に立木を伐採した場合は、伐採後30日以内に別紙様式7の届出書を提出しなければならない。（別表第7号）

第6 植栽の義務

伐採後の植栽が義務づけられた保安林を伐採した場合は、指定施業要件で定められた方法、期間及び樹種に沿って植栽を行うこと。また、指定施業要件として伐採種が定められていない森林において択伐による伐採が行われる場合についても同様とする。（要綱第33条及び第34条）

別 表

法第34条第1項のただし書きに基づき許可を要しない行為

条項及び具体的な行為の内容	必要な手続
第1号 法令又はこれに基づく処分によりこれらの行為をする義務のある者がその履行としてする場合 1 病虫害等のまん延により森林資源に重大な損害を与えるおそれがあるときに、森林病虫害等防除法に基づく農林水産大臣又は知事の命令を受けて病虫害等が付着している樹木の伐倒等を行う場合 2 道路の構造への損害又は交通への危険を及ぼすおそれのある木を、道路法に基づく道路管理者の命令を受けて措置する場合	不要
第2号 森林所有者等があらかじめ知事に届け出た上で、法第34条の2第1項による択伐をする場合	伐採をしようとする日の90日前から20日前までに別紙様式5により届出
第3号 森林所有者等があらかじめ知事に届け出た上で、法第34条の3第1項による間伐をする場合	5により届出
第4号 (該当なし)	—
第5号 森林所有者等が、市町村の長の許可を受けて他人の土地に立ち入り、森林施業に関する測量又は実地調査の支障となる立木を伐採する場合	市町村の長の許可
第6号 法の施行のために知事又は市町村の長が当該職員に、他人の土地に立ち入って、標識を建設させ、又は測量若しくは実施調査若しくは標識建設の支障となる立木を伐採させる場合	不要
第7号 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合	伐採の終わった日から30日以内に別紙様式7により届出
第8号 除伐する場合	不要
第9号 規則第60条第1項で定める場合	
1 国又は県が保安施設事業、砂防法第1条の砂防工事又は地すべり等防止法による地すべり防止工事若しくはばた山崩壊防止工事を実施するために立木を伐採する場合	不要
2 法令又はこれに基づく処分により測量、実地調査又は施設の保守の支障となる立木を伐採する場合 (1) 測量法に基づき、基本測量、公共測量の障害となる植物の伐採等を行う場合 (2) 漁業法に基づき、漁業に関する測量、実地調査等のため、知事の許可を受けて他人の土地に立ち入り、又は支障となる木を伐採する場合 (3) 鉱業法に基づき、鉱業に関する測量又は実地調査のため、経済産業大臣の認可を受けて他人の土地に立ち入り、又は支障となる木を伐採する場合 (4) 国土調査法に基づき、国土調査を実施する者が行う次の行為 ア 調査に従事する者に、障害となる植物等を除去させる場合 イ 調査が行われる土地にある植物等を試験材料として採取収集する場合 (5) 電気通信事業法に基づき、総務大臣の許可を受けた認定電気通信事業者が、線路に障害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれのある植物を伐採し、又は移植する場合 (6) 電気事業法に基づき、経済産業大臣の許可を受けて、電気事業の	不要

用に供する電線路に障害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれのある植物を伐採し、又は移植する場合	
3 倒木又は枯死木を伐採する場合	不要
4 こうぞ、みつまたを伐採する場合	不要
5 法第34条第2項の作業許可を受けて、当該保安林の機能に代替する機能を有する施設を設置し、又は当該施設を改良するため、あらかじめ知事に届け出たところから従って立木を伐採する場合	伐採をしようとする日の2週間前までに別紙様式6により届出
6 樹木又は林業種苗に損害を与える害虫、菌類及びウイルスであつて知事が指定するものを駆除し、又はそのまん延を防止するため、あらかじめ知事に届け出たところから従って立木を伐採する場合	
7 林産物の搬出その他森林施業に必要な設備を設置するため、あらかじめ知事に届け出たところから従って立木を伐採する場合	
8 その土地の占有者及びその立木の所有者の同意を得て土地収用法第3条各号に掲げる事業のために必要な測量又は実地調査を行う場合において、その支障となる立木を除去するため、あらかじめ知事に届け出たところから従って立木を伐採する場合	
9 道路、鉄道、電線その他これらに準ずる設備又は住宅、学校その他の建築物に対し、著しく被害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は当該設備若しくは建築物の用途を著しく妨げている立木を緊急に除去するため、あらかじめ知事に届け出たところから従って立木を伐採する場合	
10 国有林を管理する国の機関が、あらかじめ知事と協議するところから従い当該国有林の立木を伐採する場合	事前協議

別紙様式

1 伐採許可申請書

保安林（保安施設地区）内立木伐採許可申請書

（ 文書番号 ）

年 月 日

〇〇総合県民局長又は東部農林水産局長 殿

申請者
住 所
氏 名

〔 法人又は公共団体にあつては、
名称及び代表者の氏名 〕

次のとおり森林の立木を伐採したいので許可されたく、森林法第34条第1項（法第44条において準用する同法第34条第1項）の規定により申請します。

保安林（保安施設地区）の指定の目的												
森林の所在場所					森林所有者		伐採 の 方法	伐採する 立木の樹種 及び年齢	伐採面積 及び伐採 立木材積 ha(m ³)	伐採の 期間	森林経 営計画 の有無	備考
市郡	町村	大字	字	地番	住所	氏名又は 名称						

注意事項

- 申請書は、指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林等ごと、伐採年度ごとに作成すること。
- 伐採の方法欄には、皆伐、択伐の別を記載すること。
- 伐採する立木の樹種及び年齢欄には、樹種別に行を分けて記載することとし、立木の年齢は、伐採する立木のうち最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「〇～〇」のように記載すること。
- 伐採面積及び伐採立木材積欄には、皆伐による伐採にあつては伐採立木材積の記載を要しない。
また、伐採面積は実測見込みとし、ヘクタールを単位として、少数点以下第4位まで記載すること。
- 森林経営計画の有無欄には、伐採しようとする立木の存する森林が森林法第34条第10項のただし書に規定する森林経営計画の対象とする森林であるときは、「有」と記載すること。
- 備考欄には、次の事項を記載すること。
 - 皆伐による伐採をしようとする場合にあっては、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の面積
 - 伐採跡地において行う植栽の時期
- 添付する森林の位置図及び区域図の様式は、要綱第21条で規定した様式に準ずることとし、伐採する区域（皆伐による伐採をしようとする場合にあっては、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地を含む。）を明示すること。

2 伐採期間延長承認申請書

保安林（保安施設地区）内立木伐採期間延長承認申請書

（ 文書番号 ）

年 月 日

〇〇総合県民局長又は東部農林水産局長 殿

申請者

住 所

氏 名

〔 法人又は公共団体にあつては、
名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け 第 号で許可通知のあった保安林（保安施設地区）内立木伐採期間について、次のとおり延長したいので承認されるよう申請します。

1 保安林（保安施設地区）の所在

市
郡

町
村

大字

字

地番

2 期間延長の理由

3 延長の期間

年 月 日から

年 月 日まで

日間

注意事項

- 1 伐採期間の延長は、60日を超えない範囲とする。
- 2 この申請書は、許可を受けた伐採期間が終了する日の15日前までに提出すること。

3 伐採終了届

保安林（保安施設地区）内立木伐採終了届出書

（ 文書番号 ）

年 月 日

〇〇総合県民局長又は東部農林水産局長 殿

届出者

住 所

氏 名

〔 法人又は公共団体にあつては、
名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日 第 号の決定通知に係る立木の伐採は、年 月 日に次のとおり終了したので、森林法第34条第8項（第44条において準用する同法第34条第8項）の規定により届け出ます。

保安林（保安施設地区）の指定の目的								
森林の所在場所					伐採の 方法	伐採した立木の 樹種及び年齢	伐採面積及び 伐採立木材積 ha(m ³)	備考
市郡	町村	大字	字	地番				

注意事項

- 伐採の方法欄には、皆伐、択伐の別を記載すること。
- 伐採する立木の樹種及び年齢欄には、樹種別に行を分けて記載することとし、立木の年齢は、伐採する立木のうち最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「〇～〇」のように記載すること。
- 伐採した面積及び伐採した立木材積欄には、皆伐による伐採にあつては伐採立木材積の記載を要しない。また、伐採した面積は実測見込みとし、ヘクタールを単位として、少数点以下第4位まで記載すること。
- 備考欄には、次の事項を記載すること。
 - 皆伐による伐採をした場合にあつては、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の面積
 - 伐採跡地において行う植栽の時期
- 添付する森林の位置図及び区域図の様式は、要綱第25条で規定した様式に準ずることとし、伐採する区域をしようとする場合にあつては、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地を（皆伐による伐採含む。）を明示すること。
- 記載内容が許可決定通知書に記載した内容と同一の場合にあつては、「許可決定通知書のとおり」と記載することができる。

4 伐採不実行届出書

保安林（保安施設地区）内立木伐採不実行届出書

（ 文書番号 ）

年 月 日

〇〇総合県民局長又は東部農林水産局長 殿

申請者

住 所

氏 名

〔 法人又は公共団体にあつては、
名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け 第 号で許可通知のあった保安林（保安施設地区）内
立木の伐採をすべて（一部）取りやめましたので届け出ます。

1 保安林（保安施設地区）の所在

市
郡

町
村

大字

字

地番

2 不実行の理由

注意事項

- 1 「不実行の理由」には、一部取りやめた場合の不実行面積又は材積を記載すること。
- 2 届出による伐採にあつては、「許可通知」を「受理通知」と読み替える。

5 伐採届出書（択伐又は間伐）

保安林（保安施設地区）内択伐（間伐）届出書

（ 文書番号 ）

年 月 日

〇〇総合県民局長又は東部農林水産局長 殿

届出者

住 所

氏 名

〔 法人又は公共団体にあつては、
名称及び代表者の氏名 〕

次のとおり森林の立木を択伐（間伐）により伐採したいので、森林法第34条の2第1項（同法第44条において準用する同法第34条の2第1項）（森林法第34条の3第1項（同法第44条において準用する同法第34条の3第1項））の規定により届け出ます。

保安林（保安施設地区）の指定の目的												
森林の所在場所					伐採 樹種	伐採をし ようとする 立木の 年齢	伐採 立木 材積	伐採 箇所 の面積	伐採の 方法	伐採の 期間	森林経 営計画 の有無	備考
市郡	町村	大字	字	地番								
							m ³	ha				

注意事項

- 1 伐採面積は実測見込みとし、ヘクタールを単位として、少数点以下第4位まで記載すること。
- 2 伐採の方法欄には、択伐においては単木、帯状、群状等、間伐においては単木、列状等の選木方法を記載すること。
- 3 森林経営計画の有無欄には、伐採しようとする立木の存する森林が法第34条の2第4項ただし書に規定する森林経営計画の対象とする森林であるときは、「有」と記載すること。
- 4 添付する森林の位置図及び区域図の様式は、要綱第26条で規定した様式に準ずることとし、伐採する区域を明示すること。

6 伐採届出書（別表第9号5から9による伐採）

保安林（保安施設地区）内立木伐採届出書

（ 文書番号 ）

年 月 日

〇〇総合県民局長又は東部農林水産局長 殿

届出者

住 所

氏 名

〔 法人又は公共団体にあつては、
名称及び代表者の氏名 〕

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法施行規則第60条第2項の規定により届け
出ます。

保安林（保安施設地区） の 指 定 の 目 的	
森 林 の 所 在 場 所	市 郡 町 村 大字 字 地番
伐 採 の 目 的	
伐 採 を 開 始 す る 日 及 び 伐 採 を 終 了 す る 日	開始 年 月 日 終了 年 月 日
伐 採 面 積 及 び 伐 採 立 木 の 本 数	
伐採の方法（皆伐・択伐・間伐 の別）並びに伐採する立木の 樹 種 及 び 年 齢	
備 考	

注意事項

- 伐採面積は実測見込みとし、ヘクタールを単位として、少数点以下第4位まで記載すること。
- 備考欄は、規則第60条第1項第6号、第8号及び第9号の届出に係る立木を伐採しようとする場
合に、次に掲げる事項を記載すること。
 - 皆伐による伐採をしようとする場合にあっては、植栽によらなければ的確な更新が困難と認めら
れる伐採跡地の面積
 - 伐採跡地において行う植栽の時期
- 規則第60条第1項第7号の規定による届出を行う場合、森林法第11条第5項の認定に係る森林経
営計画（以下「森林経営計画」という。）に基づく森林施業に必要な設備を設置するための立木の
伐採については、当該森林経営計画の写しが添付されている場合に限り、当該森林経営計画の計画
期間内の立木の伐採について、次により一括して記載することができる。
 - 森林の所在場所欄には、森林経営計画に基づき森林施業を行う森林の所在場所を記載すること。

- (2) 伐採の目的欄には、「森林経営計画に基づき行う林産物の搬出その他森林施業に必要な設備を設置するため」と記載すること。
- (3) 伐採を開始する日及び伐採を終了する日欄には、立木を伐採して設置する設備ごとに、当該設備並びに当該設備を設置するための伐採を開始する日及び伐採を終了する日を記載すること。
- ただし、添付されている森林経営計画によって当該設備を設置するための立木の伐採の時期が明らかな場合（法第34条第2項の許可を要する土地の形質の変更を伴う設備を設置するための立木の伐採をする場合を除く。）には、「添付する森林経営計画に記載されている当該設備を設置する森林についての伐採等の時期のとおり」と記載することができる。
- (4) 伐採面積欄は、添付されている森林経営計画及び図面によって明らかな場合には、記載を省略することができる。
- (5) 伐採の方法（皆伐、択伐、間伐の別）並びに伐採する立木の樹種及び年齢欄は、添付されている森林経営計画によって明らかな場合には、記載を省略することができる。
- (6) 備考欄には、森林経営計画の計画期間を記載すること。
- 4 添付する森林の位置図及び区域図の様式は、要綱第26条で規定した様式に準ずることとし、伐採する区域を明示すること。

7 緊急伐採届出書

保安林（保安施設地区）内緊急立木伐採届出書

（ 文書番号 ）

年 月 日

〇〇総合県民局長又は東部農林水産局長 殿

届出者

住 所

氏 名

〔 法人又は公共団体にあつては、
名称及び代表者の氏名 〕

次の森林において、次のように立木を伐採したので、森林法第34条第9項（第44条において準用する同法第34条第9項）の規定により届け出ます。

森 林 の 所 在 場 所	市 郡 町 村 大字 字 地番
保 安 林 （ 保 安 施 設 地 区 ） の 指 定 の 目 的	
理 由	
伐 採 の 日 時	
伐 採 の 方 法	
備 考	

注意事項

- 1 届出書は、伐採した箇所ごとに作成すること。
- 2 理由欄には、非常災害の発生年月日、緊急に伐採を必要とした理由その他必要な事項を記載すること。
- 3 伐採の方法欄には、伐採の方法、伐採した立木の樹種、年齢及び面積又は立木材積を記載すること。
- 4 添付する森林の位置図及び区域図の様式は、要綱第26条で規定した様式に準ずることとし、伐採する区域を明示すること。